法　律

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十五号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第一条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十五条中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改める。

附則第十六条第一項の表以外の部分及び同項の表附則第三条の項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同表附則第五条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第二項の項中「平成二十九年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第三項の項中「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年四月一日」に、「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第四項及び第五項の項中「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第六条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第七条第一項の項中「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第三項及び第九条の項及び附則第十条第一項、第十一条及び第十二条の項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第十四条第三項の項及び同条第二項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改める。

附則第十六条の二中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の十一第二十項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定及び同法第六十八条の十五第十一項の改正規定中「「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定中「同条第十一項及び第十二項」を「同条第十二項」に改める。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十五の五第六項の改正規定を削る。

附則第一条第三号ハ中「、第四十条第三項及び第四十三条第四項」を削り、同条第六号イ及びロを削り、同号ハ中「、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同条第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の五第六項の改正規定」を削り、「並びに同法」を「及び同法」に改め、「、第百六条」を削り、同号ハを同号イとし、同号ニ中「、同法第二十五条の二第十二項の改正規定、同条第十三項」を「及び同法第二十五条の二第十三項」に改め、「、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定、同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第百四十三条第二項の改正規定」を削り、同号ホを同号ハとし、同号ヘを削り、同条第七号の次に次の二号を加える。

七の二　附則第四十条第三項の規定　平成三十一年七月一日

七の三　次に掲げる規定　平成三十一年十月一日

イ　第二条中法人税法第百四十二条の二第一項第四号の改正規定及び附則第二十八条の規定

ロ　第三条の規定（同条中地方法人税法第十二条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第百五十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の表第十二項の項の改正規定に限る。）及び第百六十条の規定

ハ　第十条中租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十八条の十五の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）並びに附則第百六条の規定

ニ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第十二項の改正規定、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定及び同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定並びに附則第百四十三条第二項の規定

ホ　附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定

附則第一条第八号中「平成三十一年四月一日」を「平成三十三年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年四月一日」を「平成三十五年十月一日」に改め、同号イ中「三十三年改正規定」を「三十五年改正規定」に改める。

附則第二十八条並びに第三十条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第三十二条第一項中「附則第四十三条」を「附則第四十条」に改め、同条第三項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改める。

附則第三十四条の見出し中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「附則第四十三条」を「附則第四十条」に、「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「三十三年施行日」に、「附則第四十二条」を「附則第三十九条」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改め、同項の表、同条第三項第一号及び同条第四項中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。